

平成23年2月4日

第2254号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（76・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法によるの医療機関指定（77・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による施術者の指定（78・福祉政策課）…………… 2
- 基本測量終了の通知（79・建設管理課）…………… 2
- 都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧（80・都市計画課）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（81・鹿角地域振興局総務企画部）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（82・北秋田地域振興局総務企画部）…………… 3
- 都市計画事業の事業計画の認可（83・仙北地域振興局建設部）…………… 3

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（情報企画課）…………… 3

告 示

秋田県告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成23年2月4日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
コトブキ調剤薬局	クオール東日本株式会社	横手市寿町11番35号	平成22年12月31日
のしろ薬局 樽子山店	クオール東日本株式会社	能代市追分町2-51	平成22年12月31日
大曲母子医院	佐藤 寅男	大仙市大曲福住町8番18号	平成22年12月8日

秋田県告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年2月4日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
さくら歯科 河原田矯正 歯科	加賀谷 桂	横手市条里一丁目17-1	歯科、矯正 歯科、小児 歯科	平成23年1月1日
コトブキ調剤薬局	クオール株式会社	横手市寿町11番35号	調剤薬局	平成23年1月1日
のしろ薬局 樽子山店	クオール株式会社	能代市字追分町2-51	調剤薬局	平成23年1月1日

大曲母子医院	佐藤 学	大仙市大曲福住町8番18号	産婦人科、 心療内科、 外科	平成22年12月9日
--------	------	---------------	----------------------	------------

秋田県告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年2月4日

秋田県知事 佐竹 敬久

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
吉田 栄	男鹿市脇本脇本字前野 106-1	あけぼの治療院	秋田市広面字碓83-3 101号	あん摩マツ サージ指圧	平成23年1月11日
中野 美穂	湯沢市千石町三丁目6 -37	湯沢整骨院	湯沢市千石町三丁目6 -37	柔道整復	平成22年7月28日

秋田県告示第79号

平成22年秋田県告示第450号の公共測量について、平成23年1月17日終了した旨秋田地方事務局長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成23年2月4日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県告示第80号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年2月4日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画の案の名称

横手都市計画区域、平鹿都市計画区域、十文字都市計画区域及び増田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

3 都市計画を変更する土地の区域

横手都市計画、平鹿都市計画、十文字都市計画及び増田都市計画の区域

4 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課
- (2) 横手市旭川一丁目3番41号 平鹿地域振興局建設部用地課
- (3) 横手市十文字町字海道下7番地 横手市建設部都市計画課

5 都市計画の案の縦覧期間 平成23年2月4日（金）から同月18日（金）まで

秋田県告示第81号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年2月4日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 処分をした年月日

平成23年1月25日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社石井石材店

鹿角市花輪字下夕町59番地の4
代表取締役 石 井 久 志
秋田県知事許可（般-18）第14048号

3 処分の内容

土木工事業及び石工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成23年1月25日付けで土木工事業及び石工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第82号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年2月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成23年1月20日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

アトス株式会社

大館市釈迦内字稲荷山下302番地1

代表取締役 奈 良 久一郎

秋田県知事許可（般-21）第20186号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成23年1月20日付けで土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第83号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年2月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 施行者の名称 大仙市

2 都市計画道路事業の種類及び名称

大曲都市計画道路事業 3・4・4号 中通線

3 事業施行期間

平成23年2月4日から平成27年3月31日まで

4 事業地

(1) 取用の部分 秋田県大仙市福田町及び大花町地内

(2) 使用の部分 なし

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年2月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 契約の名称及び数量

秋田県物品調達システムで使用する機器の調達及び保守委託業務 一式

(2) 契約内容等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成23年9月1日から平成28年12月31日まで。

ただし、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除できるものとする。この場合、解除により生じた損害の賠償を請求することはできないものとする。

(4) 調達物品の設置場所

別途、仕様書で指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) この入札の公告期間において、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 当該委託契約に係る入札説明書及び仕様書の交付を受けていること。

(3) 納品しようとする機器の性能及び保守体制に係る審査書類を平成23年3月11日(金)までに提出し、審査を経ていること。

(4) 共同企業体で参加しようとする場合、次の要件を満たしていること。

ア 共同企業体の結成は自主結成とし、別途定める協定書を締結していること。

イ 構成員の全てが(1)の要件を満たすこと。

ウ 共同企業体を構成するいずれの者も、本入札に単独又は他の共同企業体の構成員として参加していないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

秋田県企画振興部情報企画課(電話番号018-860-4207)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日进行を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成23年2月4日(金)から同年3月11日(金)までの期間、上記(1)の場所において午前9時から午後5時までの間に随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成23年3月18日(金)午前11時

秋田県第二庁舎5階情報化研修室

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

契約期間内における月額単価を入札書に記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

入札は2回までとし、落札者がいない場合は最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象として随意契約の交渉を行うことがある。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 概要

Summary

- 1 Procurement and maintenance consignment for equipments with the Akita Prefecture article procurement system
- 2 Deadline of the tender : 11:00AM, March 18th, 2011
- 3 Address and contact for ; the notice of contract condition, and the provision of the tender information and the article
specification : Information Planning Division, Department of Planning and Promotion,
Akita Prefectural Government, 3-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture
010-8572, Japan
Tel : 018-860-4207 (Japanese only)

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号